

投資信託関連約款改定対比表

1. 投資信託累積投資約款

現 行	改 定 後
<p>【省略】</p> <p>(申込方法)</p> <p>第3条</p> <p>【省略】</p> <p>3 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、第1項による契約を締結したうえで、当行所定の方法により申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。</p> <p>なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理及び 非課税累積投資 【追加】 に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づき、お客様が、非課税口座に設けられた【追加】累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行が選定する銘柄のみを対象銘柄とします。</p> <p>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資 【追加】 に関する約款により、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>4 累積投資取引のうち投資信託の定時定額購入取引の申込方法等については、別に定める「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」によるものとし、つみたてNISA でのお申込みをされる場合には、当該規定のほか、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資 【追加】 に関する約款の規定にも従うものとします。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日現在 株式会社 青森銀行</p>	<p>【省略】</p> <p>(申込方法)</p> <p>第3条</p> <p>【省略】</p> <p>3 お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、第1項による契約を締結したうえで、当行所定の方法により申し込むものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。</p> <p>なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理、 非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づき、お客様が、非課税口座に設けられた 特定 累積投資勘定で行う取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行が選定する銘柄のみを対象銘柄とします。</p> <p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款により、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p> <p>4 累積投資取引のうち投資信託の定時定額購入取引の申込方法等については、別に定める「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」によるものとし、つみたて投資枠でのお申込みをされる場合には、当該規定のほか、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款の規定にも従うものとします。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">2024年1月1日現在 株式会社 青森銀行</p>

2. 特定口座約款

現 行	改 定 後
<p>【省略】</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第6条</p> <p>【省略】</p> <p>3 第1項および第2項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様(購入に係る取引については、その年分の【追加】非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる【追加】非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日現在 株式会社 青森銀行</p>	<p>【省略】</p> <p>(特定口座を通じた取引)</p> <p>第6条</p> <p>【省略】</p> <p>3 第1項および第2項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様(購入に係る取引については、その年分の<u>特定</u> 非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる<u>特定</u> 非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">2024年1月1日現在 株式会社 青森銀行</p>

3. 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

※ 変更箇所が多いため全文にて対比（省略なし）

現 行	改 定 後
<p>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資 【追加】 に関する約款</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様（第2条第10項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社青森銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定するものをいいます。以下同じ。）について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号【追加】に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 お客様が当行で、この約款に基づき、租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「【追加】非課税累積投資契約 【追加】 」を締結されるには、併せて当行との間で「投資信託累積投資約款」「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」に基づく累積投資契約を締結いただくことが必要です。</p> <p>3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。この約款と、当行の「投資信託累積投資約款」「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、当行に非課税口座を開設する場合には、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項に基づき「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」に必要事項を記入のうえ、それに当行の定める一定の書類を添付して提出して下さい。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理 勘定（この約款に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）</u>）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資 勘定（この約款に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）</u>）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理 勘定または累積投資 勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設または勘定を設定しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出して下さい。</p> <p>3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出して</p>	<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様（第2条第10項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社青森銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定するものをいいます。以下同じ。）について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 お客様が当行で、この約款に基づき、租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する「<u>特定 非課税累積投資契約（特定累積投資勘定に係るもの）</u>」を締結されるには、併せて当行との間で「投資信託累積投資約款」「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」に基づく累積投資契約を締結いただくことが必要です。</p> <p>3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。この約款と、当行の「投資信託累積投資約款」「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、当行に非課税口座を開設する場合には、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項に基づき「非課税口座開設届出書（【削除】 勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」に必要事項を記入のうえ、それに当行の定める一定の書類を添付して提出して下さい。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>租税特別措置法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）並びに特定非課税管理勘定</u>（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>租税特別措置法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年</u>）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設または勘定を設定しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出して下さい。</p> <p>3 前二項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出して</p>

現 行	改 定 後
<p>下さい。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>4 前三項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所、個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日及びご住所。)を告知し、【追加】 法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>5 第1項の「非課税口座開設届出書」が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。</p> <p>6 第2項又は第3項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</p> <p>7 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。<u>ただし、当行に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日前に当行に個人番号の告知を行っていないお客さまが、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当行に提出される場合は、この限りではありません。</u></p> <p>8 非課税口座を当行以外の他の証券会社もしくは金融機関に開設し、または開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行に提出することはできません。</p> <p>9 お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が【追加】 法第37条の14第7項第二号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨及びその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p>10 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満<u>20歳</u>以上である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。</p> <p>11 <u>成年年齢に係る2019年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。</u></p> <p>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>第2条の2 お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>	<p>下さい。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。</p> <p>4 前三項の際、お客様には、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類及び住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所、個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日及びご住所。)を告知し、<u>租税特別措置法</u>その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。</p> <p>5 第1項の「非課税口座開設届出書」が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。</p> <p>6 第2項又は第3項の規定により、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。)の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</p> <p>7 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。【削除】</p> <p>8 非課税口座を当行以外の他の証券会社もしくは金融機関に開設し、または開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(【削除】 勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行に提出することはできません。</p> <p>9 お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が<u>租税特別措置法</u>第37条の14第7項第二号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨及びその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p>10 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満<u>18歳</u>以上である居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。</p> <p>11 <u>2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と租税特別措置法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第3項に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u></p> <p>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>第2条の2 お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>

現 行	改 定 後
<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>非課税管理勘定は、「非課税口座開設届出書」「非課税適用確認書」「非課税口座簡易開設届出書」又は第2条第6項に規定する「廃止通知書」に記載された、非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。</u></p> <p>2 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u> が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の<u>非課税管理勘定</u> を設けようとする場合には、当該年分の<u>非課税管理勘定</u> が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出して下さい。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u> にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 <u>すでに当行に非課税口座を開設しているお客様で、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を当行または他の金融商品取引業者等に提出されたことがないお客様が、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当行に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出して下さい。この場合、第2条第1項及び第4項の規定を準用します。ただし、第2条第7項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。</u></p> <p>4 <u>非課税管理勘定</u> は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書（<u>非課税適用確認書</u>、<u>勘定廃止通知書</u>または<u>非課税口座廃止通知書</u>が添付されたものを除く。）」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への<u>非課税管理勘定</u> の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(累積投資 勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>累積投資勘定は、第2条第1項の「非課税口座開設届出書」「非課税適用確認書」「非課税口座簡易開設届出書」又は第2条第6項に規定する「廃止通知書」に記載された、累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。</u></p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。</u></p> <p>4 <u>累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書（<u>非課税適用確認書</u>、<u>勘定廃止通知書</u>または<u>非課税口座廃止通知書</u>が添付されたものを除く。）」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への<u>累積投資勘定</u> の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u></p> <p>(非課税管理勘定及び累積投資勘定 【追加】 における処理)</p>	<p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>特定累積投資勘定は、2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）</u> <u>においてのみ設けられます。</u></p> <p>2 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合又は設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の<u>特定累積投資勘定</u>を設けようとする場合には、当該年分の<u>特定累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出して下さい。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の<u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>3 <u>すでに当行に非課税口座を開設しているお客様（当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除く）が、新たに特定累積投資勘定を当行に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当行の定める一定の書類を当行に提出して下さい。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。</u></p> <p>4 <u>前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書（<u>【削除】</u>勘定廃止通知書または<u>非課税口座廃止通知書</u>が添付されたものを除く。）」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への<u>特定累積投資勘定</u>の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u></p> <p>(特定非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<u>特定非課税管理勘定は第3条の特定累積投資勘定と同時に</u> <u>設けられます。</u></p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p> <p>(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)</p>

現 行	改 定 後
<p>第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</p> <p>【追加】</p> <p>(金融商品取引業者等変更届出書の提出及び<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u> の廃止)</p> <p>第5条 お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u> を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u> が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（租税特別措置法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出して下さい。この場合、当該<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u> にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u> が当行にすでに設けられているときは、当該<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u> は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</p> <p>3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第3条第1項又は第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定 【追加】 は設けられません。ただし、第3条第2項又は第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。</p> <p>4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。</p> <p>(非課税口座廃止届出書の提出)</p> <p>第6条 お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（租税特別措置法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出して下さい。</p> <p>2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。</p> <p>3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u> が設けられているとき、又は10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定</u> が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。</p> <p>(非課税管理勘定 に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第7条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた<u>非課税管理勘定</u>においては、次に掲げる上場株式等（「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。)</p>	<p>第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載又は記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</p> <p>3 <u>特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。</u></p> <p>(金融商品取引業者等変更届出書の提出及び<u>特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定</u>の廃止)</p> <p>第5条 お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、<u>当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（租税特別措置法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出して下さい。この場合、当該<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。</p> <p>2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>が当行にすでに設けられているときは、当該<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。</p> <p>3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第3条第1項又は第3条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定</u>は設けられません。ただし、第3条第2項 【削除】 の規定による場合は、この限りではありません。</p> <p>4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。</p> <p>(非課税口座廃止届出書の提出)</p> <p>第6条 お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（租税特別措置法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出して下さい。</p> <p>2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。</p> <p>3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられているとき、又は10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。</p> <p>(<u>特定累積投資勘定</u>に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第7条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた<u>特定累積投資勘定</u>においては、お客様が当行と締結した<u>累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」及び「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」</u>に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上</p>

現 行	改 定 後
<p>のみを受け入れます。</p> <p>① <u>次に掲げる上場株式等で、第3条第4項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の対価の額をいい、ロの移管により受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみを受け入れます。</u></p> <p><u>イ お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下、「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</u></p> <p><u>ロ 他年分非課税管理勘定（非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）をいいます。以下、この条において同じです。）から施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>② <u>施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</u></p> <p>③ <u>非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</u></p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p> <p>（累積投資勘定 に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第7条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（<u>当行の「投資信託累積投資約款」「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非</u></p>	<p>場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。</p> <p>① <u>第3条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の対価をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の対価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときににおける当該特定累積投資上場株式等を除く）。</u></p> <p>② <u>施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</u></p> <p>【削除】</p> <p>2 <u>前項の定めにしたがい特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引に際しては、販売及び解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。</u></p> <p>3 <u>お客様が当行において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、租税特別措置法第37条の14又は施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、又は2017年内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、同条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</u></p> <p>（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第7条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる投資信託</p>

現 行	改 定 後
<p>課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 【追加】第3条の2第4項に基づき<u>累積投資勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円(②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>② 施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、<u>他年分特定累積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。)</u>から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</p> <p>2 前項の定めにしたがい累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引に際しては、販売及び解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。</p> <p>3 お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、<u>租税特別措置法第37条の14又は施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、又は2017年内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「<あおぎん>積立投信サービス取扱約款」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、同条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</u></p>	<p>のみを受け入れます。</p> <p>① <u>お客様が、第3条の2第4項に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間の間に、当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)</u>により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるものを除く)。</p> <p>イ <u>当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合</u></p> <p>ロ <u>当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p>② 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>【削除】</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>① <u>その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p>② <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p>③ <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの</u></p> <p>イ <u>信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること</u></p> <p>ロ <u>収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること</u></p> <p>【削除】</p>

現 行	改 定 後
<p>(譲渡の方法)</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は累積投資勘定 【追加】 において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第9条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定又は累積投資勘定 【追加】 から株式投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、<u>第7条第1号ロ又は第2号に規定する移管に係るもの、第7条第3号又は第7条の2第1項第2号によるもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。</u>)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しをした株式投資信託の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>(譲渡の方法)</p> <p>第8条 非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は当該譲渡に係る金銭の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第9条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>または<u>特定非課税管理勘定</u>から株式投資信託の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、【削除】 特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該払出しをした株式投資信託の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第10条 非課税口座に設けられた非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第5条第2項、第6条第2項又は施行令第25条の13の2第3項の規定</u>により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p> <p>3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① <u>お客様から当行が別に定める期限までに当行に対して第7条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合</u> 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客様が、当行が別に定める期限までに当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第10条 非課税口座に設けられた非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、 【削除】 第6条第2項 【削除】 により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。</p> <p>3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>【削除】</p> <p>① お客様が、当行が別に定める期限までに当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第25の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第10条の2 非課税口座に設けられた累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第5条第2項、第6条第2項又は施行令第25条の13の2第3項の規定</u>により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</p> <p>3 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>	<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第10条の2 非課税口座に設けられた累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、 【削除】 第6条第2項 【削除】 の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。</p> <p>3 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>

現 行	改 定 後
<p>① お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設しており、お客様から当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25の13第20項において準用する同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	<p>① お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設しており、お客様から当行が別に定める期限までに当行に対して施行令第25の13第20項において準用する同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>【追加】</p>	<p>(特定累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p><u>第10条の3 この約款に基づき非課税口座に設けられ特定累積投資勘定は、第6条第2項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします（第5条第6項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。）。</u></p> <p>2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>② 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>
<p>【追加】</p>	<p>(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p><u>第10条の4 この約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は、第6条第2項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします（第5条第2項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。）。</u></p> <p>2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客様から当行に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>② 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>
<p>(累積投資勘定) 【追加】 を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第11条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定 【追加】 を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当行がお客様から 【追加】 租税特別措置法施行規則第18条の12第4項 に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の施行令第25条の13第10項第1号に規定する特定 署名用電子証明書等の送</p>	<p>(累積投資勘定、又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第11条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」又は「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定 を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当行がお客様から住民票の写しその他租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項 に規定する 【削除】 署名用電子証明書等の送</p>

現 行	改 定 後
<p>信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は<u>特定</u> 署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る <u>累積投資勘定</u> に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p><u>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</u></p> <p><u>第11条の2</u> お客様が当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」を提出していただく必要があります。</p> <p><u>2</u> お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が別に定める期限までに、当行に対して「非課税口座異動届出書（勘定変更用）」をご提出いただく必要があります（ただし、当該非課税口座異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座異動届出書を受理することができません）。</p>	<p>信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は【削除】署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る<u>特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>【削除】</p>
<p><u>(非課税口座取引である旨の明示)</u></p> <p>第12条 お客様が<u>非課税管理勘定又は累積投資勘定</u> が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより<u>非課税上場株式等管理契約に基づき</u>取得をした株式投資信託を【追加】非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る申込みを行う際に、累積投資契約に基づき取得した株式投資信託を非課税口座に受け入れようとする場合には当該契約締結の際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。また、<u>非課税</u> 累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、<u>40万円</u>を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>また、当該取得に係る申込みを行う際に当行に対して、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、第7条【追加】に定める取得対価の額の合計額が<u>120万円</u>を超える場合は、当該<u>非課税管理勘定</u>に受け入れる株式投資信託の口数は<u>120万円</u>を超えない口数とし、超える部分は非課税口座以外の口座（特定口座又は一般口座）に受け入れさせていただきます。また、第7条の<u>2</u>による【追加】累積投資勘定への受入れの場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分及び過去の年分の累積投資勘定 【追加】で保有する投資信託の分配金に限りです。）により、受入期間に当該 【追加】 累積投資勘定に受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が<u>40万円</u> を超える場合は、当該 <u>40万円</u> を超える部分は非課税口座以外の口座（特定口座又は一般口座）に受け入れさせていただきます。</p> <p>2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡する場合には、原則として先に取得</p>	<p><u>(非課税口座取引である旨の明示)</u></p> <p>第12条 お客様が<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより 【削除】 取得をした株式投資信託を<u>特定</u> 非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る申込みを行う際に、累積投資契約に基づき取得した株式投資信託を非課税口座に受け入れようとする場合には当該契約締結の際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。また、<u>特定累積投資勘定に係る</u>累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、<u>120万円</u>を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。</p> <p>また、当該取得に係る申込みを行う際に当行に対して、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、第7条の<u>4</u> に定める取得対価の額の合計額が<u>240万円</u>を超える場合は、当該<u>特定非課税管理勘定</u>に受け入れる株式投資信託の口数は<u>240万円</u>を超えない口数とし、超える部分は非課税口座以外の口座（特定口座又は一般口座）に受け入れさせていただきます。また、第7条の<u>3</u>による<u>特定</u> 累積投資勘定への受入れの場合において、分配金再投資その他（分配金再投資は、当該年分及び過去の年分の累積投資勘定<u>又は特定累積投資勘定</u>で保有する投資信託の分配金に限りです。）により、受入期間に当該 <u>特定</u> 累積投資勘定に受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が <u>120万円</u>を超える場合は、当該 <u>120万円</u>を超える部分は非課税口座以外の口座（特定口座又は一般口座）に受け入れさせていただきます。</p> <p>2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している株式投資信託を譲渡する場合には、原則として先に取得</p>

現 行	改 定 後
<p>したもものから譲渡することとさせていただきます。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客様から当行に対して、第6条第1項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5年経過する日の属する年の12月31日)</p> <p>③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ <u>お客様が2021年12月31日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日において当行に個人番号の告知をしていないことにより、令和3年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十八年法律第十五号)」附則第73条第6項の規定に基づき、2022年1月1日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき 2022年1月1日</u></p> <p>【追加】</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第14条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第15条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、当行ウェブサイトへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>附則</p> <p>この約款は、<u>2021年4月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2021年4月1日現在 株式会社青森銀行</p>	<p>したもものから譲渡することとさせていただきます。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第13条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客様から当行に対して、第6条第1項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5年経過する日の属する年の12月31日)</p> <p>③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ <u>やむを得ない事由により、当行が解約を申出たとき 当行の定める日</u></p> <p>⑦ <u>お客様がこの約款の変更不同意されるとき 当行の定める日</u></p> <p>(合意管轄)</p> <p>第14条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第15条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、当行ウェブサイトへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>附則</p> <p>この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2024年1月1日現在 株式会社青森銀行</p>

4. <あおぎん>積立投信サービス取扱約款

現 行	改 定 後
<p>(約款の趣旨) 第1条</p> <p>【省略】</p> <p>2 この約款に別段の定めがないときは、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「投資信託累積投資約款」「特定口座約款」「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資 【追加】 に関する約款（以下、「当該約款」といいます。）」および「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」によるものとします。またお客様が、当該約款に基づき、非課税口座に設けられた【追加】累積投資勘定での取引（以下、「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、当該約款と本約款の内容が抵触する場合には、当該約款の規定にしたがうものとします。</p> <p>(本サービスの対象銘柄) 第2条 本サービスによって買付けができる投資信託は、当行が本サービスの対象として選定する銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。なお、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行が選定する銘柄のみを対象銘柄とします。</p> <p>【省略】</p> <p>第5条</p> <p>【省略】</p> <p>4 振替金額は、1指定銘柄1回につき3,000円以上1,000円単位の金額とします。ただし、お客様が 【追加】 つみたてNISAにより指定銘柄の買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価（振替金額から、次条第5項に定める募集・販売手数料および消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。</p> <p>5 また、振替金額は、年2回まで、振替金額を増額して、指定預金口座から引落とし、指定銘柄の買付けを行うことができます。ただし、お客様が当行の当該約款に基づき、つみたてNISAでの買付けをする場合は、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての、前項の振替金額と本項の増額金額に係る購入の代価（振替金額及び増額金額から、次条第5項に定める募集・販売手数料及び消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該振替金額及び増額金額と同額とします。）との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。</p> <p>【省略】</p> <p>(本サービスの廃止) 第12条</p> <p>【省略】</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が当該約款の規定に基づき、つみたてNISAで本サービスを利用される場合において、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを廃止する旨をお申し出いただきます。 なお、お客様が当該廃止の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの廃止のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。</p>	<p>(約款の趣旨) 第1条</p> <p>【省略】</p> <p>2 この約款に別段の定めがないときは、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「投資信託累積投資約款」「特定口座約款」「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（以下、「当該約款」といいます。）」および「本サービスの対象となる投資信託の目論見書」によるものとします。またお客様が、当該約款に基づき、非課税口座に設けられた特定 累積投資勘定での取引（以下、「つみたて投資枠 」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄を取得し、あるいは保有される場合において、当該約款と本約款の内容が抵触する場合には、当該約款の規定にしたがうものとします。</p> <p>(本サービスの対象銘柄) 第2条 本サービスによって買付けができる投資信託は、当行が本サービスの対象として選定する銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）とします。なお、お客様がつみたて投資枠 での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行が選定する銘柄のみを対象銘柄とします。</p> <p>【省略】</p> <p>第5条</p> <p>【省略】</p> <p>4 振替金額は、1指定銘柄1回につき3,000円以上1,000円単位の金額とします。なお、インターネットバンキング投資信託による受付については、1指定銘柄1回につき1,000円以上1,000円単位の金額とします。ただし、お客様が当行の当該約款に基づき、つみたて投資枠により指定銘柄の買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入の代価（振替金額から、次条第5項に定める募集・販売手数料および消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は振替金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたて投資枠 で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が120万円を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。</p> <p>5 また、振替金額は、年2回まで、振替金額を増額して、指定預金口座から引落とし、指定銘柄の買付けを行うことができます。ただし、お客様が当行の当該約款に基づき、つみたて投資枠 での買付けをする場合は、つみたて投資枠 で買付しようとする全銘柄についての、前項の振替金額と本項の増額金額に係る購入の代価（振替金額及び増額金額から、次条第5項に定める募集・販売手数料及び消費税等を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は当該振替金額及び増額金額と同額とします。）との各年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。</p> <p>【省略】</p> <p>(本サービスの廃止) 第12条</p> <p>【省略】</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が当該約款の規定に基づき、つみたて投資枠 で本サービスを利用される場合において、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを廃止する旨をお申し出いただきます。 なお、お客様が当該廃止の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの廃止のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。</p>

現 行	改 定 後
<p>① お客様が当該約款第 11 条の 2 の規定により、<u>累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の種類の変更を行う場合</u> 非課税管理勘定が新たに設定される日</p> <p>② 当該約款第 10 条の 2 の規定に基づき、<u>累積投資勘定が廃止される場合</u> 【追加】<u>累積投資勘定が廃止される日</u></p> <p>③ 当該約款第 13 条【追加】の規定により<u>非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資が解除され、非課税口座が廃止される場合</u> 非課税口座が廃止される日</p> <p>3 第 1 項に定める場合のほか、お客様が当該約款の規定に基づき、一般 N I S A で本サービスを利用される場合において、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを廃止する旨をお申し出いただきます。</p> <p>なお、お客様が当該廃止の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客様から本サービスの廃止のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。</p> <p>① お客様が当該約款第 11 条の 2 の規定により、<u>非課税管理勘定から累積投資勘定への勘定の種類の変更を行う場合</u> <u>累積投資勘定が新たに設定される日</u></p> <p>② 当該約款第 10 条の 2 の規定に基づき、<u>非課税管理勘定が廃止される場合</u> 非課税管理勘定が廃止される日</p> <p>③ 当該約款第 13 条の規定により<u>非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資が解除され、非課税口座が廃止される場合</u> 非課税口座が廃止される日</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">2020 年 4 月 1 日現在 株式会社 青森銀行</p>	<p>【削除】</p> <p>① 当該約款第 10 条の 3 の規定に基づき、<u>特定累積投資勘定が廃止される場合</u><u>特定</u> 累積投資勘定が廃止される日</p> <p>② 当該約款第 13 条各号の規定により<u>当該約款に係る契約</u> が解除され、<u>非課税口座が廃止される場合</u> 非課税口座が廃止される日</p> <p>【削除】</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: right;">2024 年 1 月 1 日現在 株式会社 青森銀行</p>

5. 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

現 行

改 定 後

【省略】

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年ごとに当行が定める期間

【追加】

までに、当行に対して租税特別措置法第

37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」(当該届出書にあつては、お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。

【省略】

4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日または2023年12月31日のいずれか早い日までに提出がされたもの)に限りに、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への

【省略】

第2章 未成年者口座の管理

(未成年者口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年ごとに当行が定める期間又は2023年9月30日のいずれか早い日までに、当行に対して租税特別措置法第

37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

【削除】

2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」

【削除】

を提出することはできません。

【省略】

【削除】

【削除】

(【削除】 継続管理勘定の設定)

第3条

現 行	改 定 後
<p>記載又は記録がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p>	<p>【削除】</p>
<p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>【削除】</p>
<p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p>	<p>【削除】 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>
<p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p>	<p>（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p>
<p>第 5 条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p>	<p>第 5 条</p>
<p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内にお客様が当行で募集の取扱いにより取得をした当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する株式投資信託</p>	<p>【削除】</p>
<p>2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が</p>	<p>【削除】 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80</p>

現 行	改 定 後
<p>80 万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する株式投資信託</p>	<p>万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する株式投資信託</p>
<p>【省略】</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第 7 条</p>	<p>【省略】</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第 7 条</p>
<p>【省略】</p> <p>② お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p>	<p>【省略】</p> <p>② お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p>
<p>【省略】</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第 8 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、<u>基準年</u>の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p>	<p>【省略】</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第 8 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、<u>その年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）</u>の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p>
<p>【省略】</p> <p>（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第 10 条</p>	<p>【省略】</p> <p>（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第 10 条</p>
<p>【省略】</p> <p>【追加】</p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第 11 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当</p>	<p>【省略】</p> <p><u>（継続管理勘定等への移管）</u></p> <p>第 10 条の 2</p> <p>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p> <p>2 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、<u>特定口座又は一般口座に移管いたします。</u></p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第 11 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当</p>

現 行	改 定 後
<p>しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p>	<p>しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>
<p>3 当行が、<u>出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 10 項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>
<p>第 6 章 その他の通則</p>	<p>第 6 章 その他の通則</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>
<p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p>	<p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p>
<p>第 24 条 お客様が<u>受入期間内に</u>、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を<u>未成年者口座又は課税未成年者口座</u>に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して<u>未成年者口座又は課税未成年者口座</u>への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p>	<p>第 24 条 お客様が 【削除】 、当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を 【削除】 課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して 【削除】 課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>
<p>(非課税口座のみなし開設)</p>	<p>(非課税口座のみなし開設)</p>
<p>第 26 条 <u>2017 年から 2028 年までの各年</u>（その年 1 月 1 日においてお客様が <u>20 歳</u>である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p>	<p>第 26 条 <u>2024 年以後</u> の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が <u>18 歳</u>である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p>
<p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において <u>20 歳</u>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で<u>非課税上場株式等管理契約</u>（同項第 2 号に規定する<u>非課税上場株式等管理契約</u>をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において <u>18 歳</u>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で<u>特定非課税累積投資契約</u>（同項第 6 号に規定する<u>特定非課税累積投資契約</u>をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<p>(本契約の解除)</p>	<p>(本契約の解除)</p>
<p>第 27 条</p>	<p>第 27 条</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>
<p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>20 歳</u>である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出</p>	<p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が <u>18 歳</u>である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出</p>

現 行	改 定 後
<p>しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が <u>20歳</u>である年の前年12月31日の翌日</p> <p>【省略】</p> <p>附則 この約款は、<u>2022年4月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p><u>成人年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。</u> <u>その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>2022年4月1日</u>現在 株式会社青森銀行</p>	<p>しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が <u>18歳</u>である年の前年12月31日の翌日</p> <p>【省略】</p> <p>附則 この約款は、<u>2024年1月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p>【削除】</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>2024年1月1日</u>現在 株式会社青森銀行</p>